

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」
平成29年度実施状況報告書

平成31年3月
枕崎市企画調整課

【目次】

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて	1
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 重点的に取り組むこと	
(4) 進行管理	
2. プランの推進体制について	2
3. プランの平成29年度事業実績に対する評価について	3
(1) 事業評価シートの見直し	
(2) 評価の流れ・評価方法	
4. 評価結果	10
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価	
(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	
5. 参考資料	42
(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程	
(2) 枕崎市男女共同参画推進懇話会設置要綱	

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて

枕崎市では、平成14年度に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し、積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取組を進めてきました。

この取組を更に前進させるため、平成24年3月には「第2次枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を進めているところです。

「男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の『男女共同参画社会』の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、重点的に取り組むこととして11の項目に基づく各事業を実施しています。

(1) 基本理念

男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

(2) 基本目標

- ・男女共同参画社会についての理解の浸透
- ・男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

(3) 重点的に取り組むこと

- 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透
- 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成
- 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
- 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
- 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

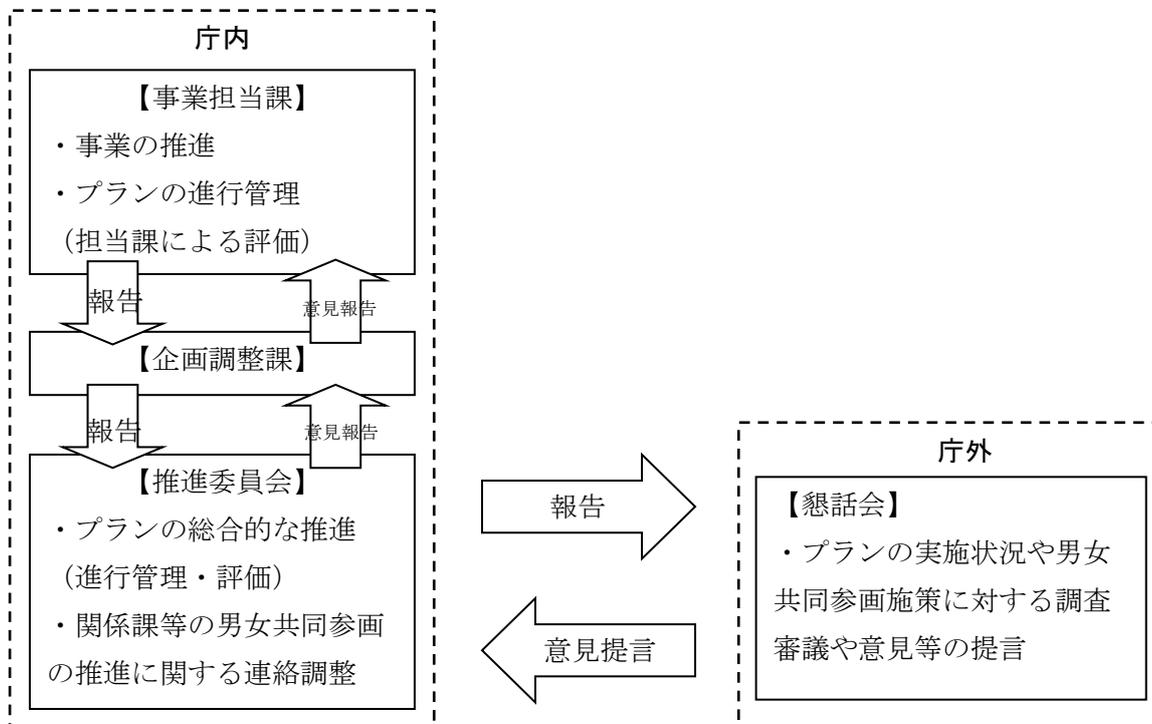
(4) 進行管理

「第2次枕崎市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」の計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間となっています。

プランの進行管理をするため、実施状況の把握を年次ごとに行い、庁内の関係課長級を委員として構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」や庁外の方で組

織される「枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、男女共同参画事業の実施状況の評価を行っています。

2. プランの推進体制について



3. プランの平成29年度事業実績に対する評価について

(1) 事業評価シートの見直し

担当課が記入する「事業評価シート」の見直しを行いました。

① 「対象事業名」の記入により、担当課の事業を特定

これまで、各課の実施事業が明確に特定されておらず、何の事業を評価したらよいかわかりづらかったため、評価対象事業を明確化しました。

② 「配慮項目」を設け、各担当課の評価を「配慮度 (%)」として数値化

これまでの評価は「定性的評価」で数値化されておらず、年次ごとの比較や進捗状況の把握がしづらかったため、配慮度を算出し、数値化しました。

③ 事業ごとに「男女共同参画の視点」を提示

これまでの評価は、男女共同参画の視点に立った評価ではなく、事業そのものの実績の評価になっていました。

また、男女共同参画の視点が共有されておらず、事業実施担当者にとっては、どのような配慮をすればよいかわかりづらかったため、事業ごとに「男女共同参画の視点」を提示しました。

【事業評価シート】

調査年度	平成 30 年度	担当課	企画調整課	担当係	政策推進係
対象年度	平成 29 年度	担当者氏名	福永 里奈	内線	219

プランでの位置づけ	重点的に取り組むこと	5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備
-----------	------------	--------------------------------------

実施事業 No. 23 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報・啓発

③ 男女共同参画の視点に立った事業の必要性
配偶者等からの暴力をはじめとする「女性に対する暴力」についての正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することのないよう、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における広報・啓発の取組の充実及び強化を図る必要がある

① 対象事業名
・パープルリボンツリー、DVに関するパネル等の設置
・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発
・広報紙やホームページによる広報・啓発

② 実施した内容(実績)
【パープルリボンツリーの設置】
・期間:11月の1ヶ月間
・場所:市役所(正面玄関、福祉課窓口)、市立図書館
・内容:パープルリボンツリーやDVに関するパネル・リーフレット、相談機関カード等を設置し、女性に対する暴力根絶と相談機関について周知を図った。
・男女共同参画フォーラム「まくらざきハーモニーフェスティバル」で、相談機関カードを配布した(参加者約80名)。
【広報紙やホームページによる広報・啓発】
・「You&I~あなたと私の男女共同参画」と題した連載ページで、DVの概要や現状、相談機関、パープルリボンの取組について掲載した。
・ホームページにも「DV」、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(パープルリボンツリーの取組)について掲載した。

担当課評価(1)事業の企画や実施にあたり配慮した項目についてそれぞれ記入してください。
※ ○:(配慮した), ×:(配慮しなかった), —:(該当しない)

○	①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。								
○	②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。								
○	③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。								
—	④教育・学習・人材育成に関わる事業(研修等)において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。								
—	⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業(研修等)の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。								
×	⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握(アンケート)等を行った。								
○	⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題(DV、セクシュアル・ハラスメント、 <u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u> (※1)など)、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。								
○	⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。								
○ (配慮した)	5	×	(配慮しなかった)	1	—	(該当しない)	2	配慮度	83.3%

担当課評価(2)事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題について記入してください。

・平成29年度は市役所庁舎だけでなく、新たに市立図書館にも「パープルリボンツリー」を設置することができた。また、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもも含めた啓発を行うことができた。今後、さらに広報・啓発を強化するために、ツリーの設置場所を増やしていくことが課題である。

(2) 評価の流れ・評価方法

① 一次評価（担当課）

担当課が平成 29 年度に行った事業を自己評価したものです。

実施事業について、男女共同参画社会の形成を促進する観点からみた事業効果や課題等について「事業評価シート」により評価を行っています。

担当課の入力項目は、黄色で塗りつぶされている部分です。

- ・担当係，担当者氏名，内線
- ・対象事業名，実施した内容（実績）
- ・担当課評価（1）事業の企画や実施にあたり配慮した項目
- ・担当課評価（2）事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題

評価対象の事業は49事業（※複数の課が担当となっている事業もある），担当課等は11課等となっています。

(ア) 事業評価シート

調査年度	平成 30 年度	担当課	企画調整課	担当係	政策推進係		
対象年度	平成 29 年度	担当者氏名	福永 里奈	内線	219		
プランでの位置づけ	重点的に取り組むこと		5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備				
実施事業	No. 23 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報・啓発						
男女共同参画の視点に立った事業の必要性	配偶者等からの暴力をはじめとする「女性に対する暴力」についての正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することのないよう、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における広報・啓発の取組の充実及び強化を図る必要がある。						
対象事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボンツリー、DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 						
実施した内容(実績)	<p>【パープルリボンツリーの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間:11月の1ヶ月間 ・場所:市役所(正面玄関、福祉課窓口)、市立図書館 ・内容:パープルリボンツリーやDVに関するパネル・リーフレット、相談機関カード等を設置し、女性に対する暴力根絶と相談機関について周知を図った。 ・男女共同参画フォーラム「まくらざきハーモニーフェスティバル」で、相談機関カードを配布した(参加者約80名)。 <p>【広報紙やホームページによる広報・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「You&I～あなたと私の男女共同参画」と題した連載ページで、DVの概要や現状、相談機関、パープルリボンの取組について掲載した。 ・ホームページにも「DV」、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(パープルリボンツリーの取組)について掲載した。 						
担当課評価(1)事業の企画や実施にあたり配慮した項目についてそれぞれ記入してください。							
※ ○:(配慮した), ×:(配慮しなかった), —:(該当しない)							
○	①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。						
○	②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。						
○	③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。						
—	④教育・学習・人材育成に関わる事業(研修等)において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。						
—	⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業(研修等)の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。						
×	⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握(アンケート)等を行った。						
○	⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題(DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※1)など、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。						
○	⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。						
○ (配慮した)	5	×	1	— (該当しない)	2	配慮度	83.3%
担当課評価(2)事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題について記入してください。							
<p>・平成29年度は市役所庁舎だけでなく、新たに市立図書館にも「パープルリボンツリー」を設置することができた。また、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもも含めた啓発を行うことができた。今後、さらに広報・啓発を強化するために、ツリーの設置場所を増やしていくことが課題である。</p>							

(イ) 配慮項目

事業の企画や実施にあたっての配慮項目は下記の①～⑧のとおり設定しました。

①事業企画時の内容への配慮

事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定概念が反映されないよう注意を払った。

②家族形態・生活形態の多様化への配慮

事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。

③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮

事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。

④男女共同参画を直接的なテーマとする研修内容

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。

⑤研修内容への配慮

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。

⑥アンケート等による男女別データの現状把握

実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。

⑦資料作成・広報時の表現への配慮

事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するとき、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*など）、男女の人権の尊重に抵触しないか、その表現についての注意を払った。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利。

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された考え方で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されている。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題などがある。

⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況

平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。

(ウ) 配慮度 (%)

配慮項目①～⑧について「○：配慮した」、「×：配慮しなかった」、「－：該当しない」で評価しています。

担当課が入力した配慮項目の評価をもとに、配慮度 (%) が自動算出されます。

配慮度は「－：該当しない」項目を除いたもののうち、「○：配慮した」項目の割合によって算出されます。

② 二次評価 (企画調整課)

それぞれの事業の配慮度に応じて「A～D」、「未実施」、「－ (評価できない)」の6段階の評価を行っています。

配慮度 (配慮できた割合)	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D
実施していない場合	未実施
該当事業がない場合	－ (評価できない)

1つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業がある場合は、各担当課の配慮度をもとに企画調整課が事業ごとの配慮度の評価を行っています。

③ 三次評価（推進委員会への報告）

プランの「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度を算出し、それに基づき「A～D」の4段階で評価しています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D

また、平成29年度の事業実績について、プランの「重点的に取り組むこと」ごとに進捗状況を評価しています。

取りまとめた平成29年度のプランの進捗状況は推進委員会へ報告します。推進委員会は、副市長を委員長とし、関係課長等で構成されています。

④ 懇話会による評価（外部評価）

平成29年度のプランの進捗状況の庁内評価（内部評価）について、多角的な視点を高めるため、市民で構成する懇話会に報告し、意見等をいただいています。

懇話会は、学識経験者1名、市内の団体・事業所の代表者5名、一般公募5名の計11名による委員で構成されています。

プランの「重点的に取り組むこと」ごとに審議を行い、今年度は「重点的に取り組むこと1」、「重点的に取り組むこと2」及び「評価方法（重点的に取り組むこと11）」に対しての意見をいただきました。

⑤ 担当課へのフィードバック・公表

懇話会の意見を付して、推進委員会から事業担当課へフィードバックし、見直し・改善を指示します。

また、平成29年度の事業実施状況に懇話会の意見を付して、市のホームページで公表します。

4. 評価結果

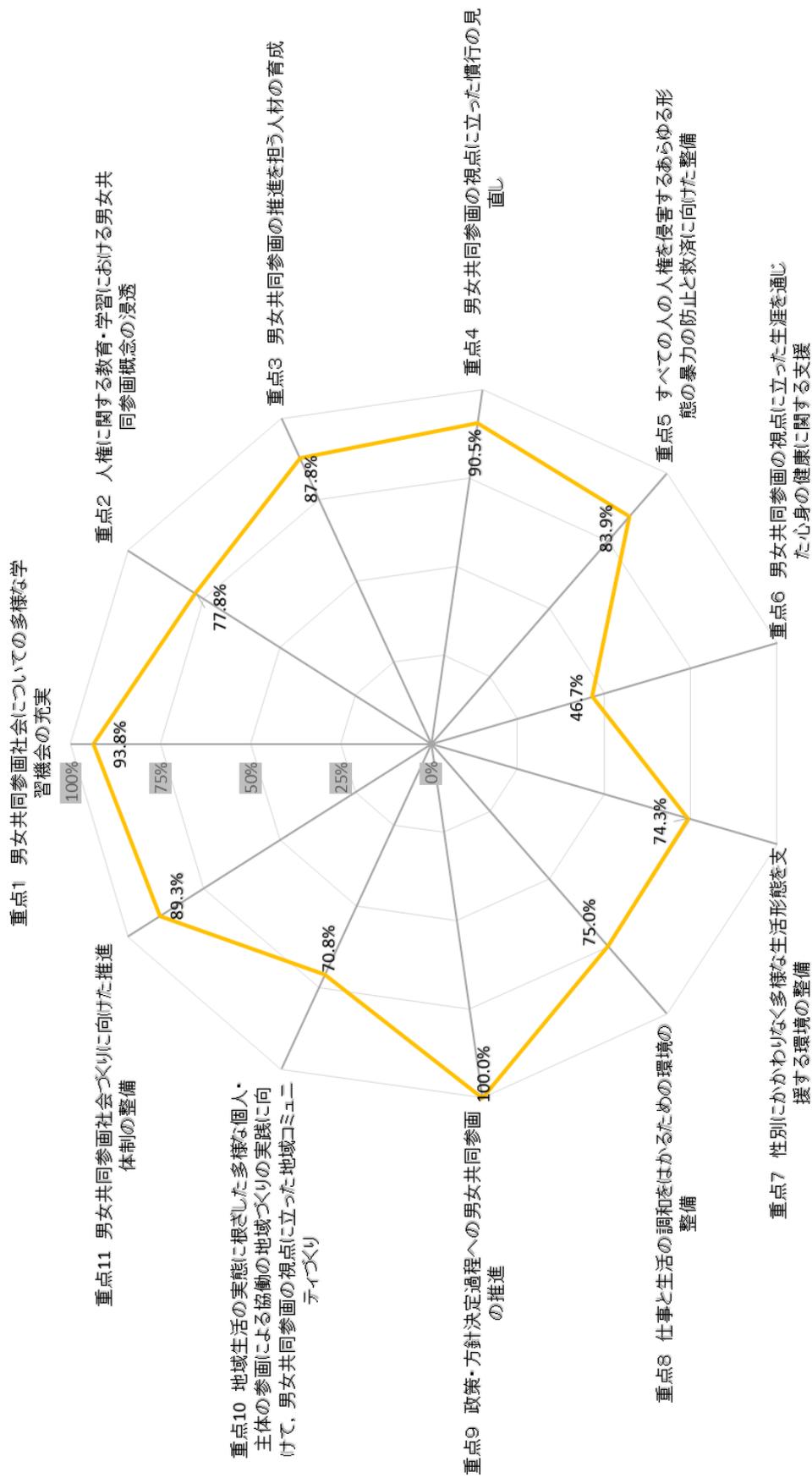
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価

重点的に取り組むこと		配慮度	評価
重点1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%	A
重点2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	77.8%	A
重点3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	87.8%	A
重点4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%	A
重点5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	83.9%	A
重点6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	46.7%	C
重点7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	74.3%	B
重点8	仕事と生活の調和を図るための環境の整備	75.0%	A
重点9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%	A
重点10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	70.8%	B
重点11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	89.3%	A

【参考：配慮度の高い順に並べ替えたもの】

	重点的に取り組むこと		配慮度
1	重点9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%
2	重点1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%
3	重点4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%
4	重点11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	89.3%
5	重点3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	87.8%
6	重点5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	83.9%
7	重点2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	77.8%
8	重点8	仕事と生活の調和を図るための環境の整備	75.0%
9	重点7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	74.3%
10	重点10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	70.8%
11	重点6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	46.7%

「重点的に取り組むこと」ごとの男女共同参画の視点の配慮度 (重点取り組みごと)



— H29年度実施事業

(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果

【重点的に取り組むこと1】男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				100%	A	A
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	企画調整課	100%	A	A
		市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
3	教育現場における社会福祉教育の充実	・各学校におけるボランティア体験学習 ・社会福祉についての学習 ・職場体験学習 等	学校教育課	—	—	
				※各学校での取組のため、担当課では評価できない。		
重点的に取り組むこと1・配慮度				93.8%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：2事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	0
⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	0	0
重点的に取り組むこと1・配慮項目	15	1	0
重点的に取り組むこと1・配慮度（15/16）	93.8%		A

③ 主な取組状況

- ・男女共同参画研修会（39名参加）は、参加者に「主体的」に男女共同参画について考えてもらえるよう、初めて「ワークショップ」という方法で実施した。管理職やこれまで受講したことがない職員への参加促進が課題である。
- ・男女共同参画フォーラム（76名参加）は、日曜日開催とし、より多くの方が参加できるよう配慮を行った。広報紙の男女共同参画連載ページにも開催内容を掲載し、参加できなかった方に対しても、内容について知っていただく機会を作った。なお、これまで参加の少ない子育て世代の参加を促進していくためにも、託児所の設置等について検討していく必要がある。
- ・人権問題啓発研修会（99名参加）では、女性差別を含む、人権問題全般に関する研修内容で実施した。多くの方が参加し、学んでもらえるよう、午前と午後の2回開催にしたのは成果があった。今後も、より幅広い市民が学べる機会となるよう運営の工夫を行っていきたい。

④ 【重点的に取り組むこと1】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は93.8%と高い。

また、研修会を午前・午後の2回開催にしたり、主体的な学習が期待できる参加体験型の「ワークショップ」形式で実施するなどの工夫もみられる。

しかし、研修会や講演会の実施にあたり、多様な立場にある人が参加しやすいように、託児所の設置や手話通訳の対応など、さらなる配慮を行っていくことが必要である。

男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画社会についての「正しい」理解を深める必要があり、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究するとともに、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった方（男性や若年層など）の参加促進にも努めていく必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

・研修会等の学習について

男女共同参画社会についての継続した学習は重要である。研修会などの事業は実施できているが、参加する人が固定化している。少子化で人口が減り、今後ますます参加できる人が固定化されそうなので、例えば、市民が広く参画できるような「モニター制^{*}」の導入などのような工夫が必要である。今後、一人でも多くの市民が学習に参画できるよう努めていただきたい。

また、学習の提供にあたっては、男女共同参画フォーラムのような大規模なものだけでなく、小規模での学習の場についても検討していただきたい。講話形式だけでなく、ワークショップや参加者同士の意見交換の場を設けるなど、参加者が主体的に学習できるよう努めていただきたい。

※モニター制

研修会等を動画収録し、限定公開という形でYouTube等に掲載し、モニターに視聴してもらいアンケート（モニタリング）を行うこと。

・男女共同参画に対する意識について

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数^{*}」によると、日本は149カ国中110位で、世界的にみると日本は男女共同参画の分野で遅れをとっている。

また、私たちの身近な日常の中でも、いまだに根強い固定的性別役割分担意識に基づく言動がみられるのが実情である。

その一方で、若い世代は男性が自然に育児等にも参画し、企業では働き方改革や女性活躍に取り組むなど、家庭・職場などでの男女共同参画に対する理解が少しずつ広がりつつある。

今後、さらに男女共同参画に対する意識を高めるために、継続した学習の場を設けること、また企業や行政の管理職への周知や意識づけに努めていただきたい。

※ジェンダー・ギャップ指数（G G I）

世界経済フォーラムが、経済・政治・教育・健康の4分野のデータから各国の男女格差を数値化し、順位づけしたもの。日本は2017年は144カ国中114位、2018年は149カ国中110位となっており、特に、政治・経済分野で女性の進出が進んでいないと指摘されている。

【重点的に取り組むこと2】人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・特設人権相談所開設 ・「人権の花」運動 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 	総務課	87.5%	A	
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における人権同和教育に関する教職員研修 ・人権教育啓発パンフレットの活用 ・人権に関するポスター，作文コンテストへの応募 等 	学校教育課	—	—	
				※各学校での取組のため，担当課では評価できない。		
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修会への参加 ・鹿児島県等が実施する研修会の周知 ・関係文書の周知による啓発 	福祉課	50.0%	B	B
		男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVD等の整備及び貸し出し	企画調整課	75.0%	A	
重点的に取り組むこと2・配慮度				77.8%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	該当事業なし	総務課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって，その内容に，性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	1
②事業の対象者を，「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や，性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく，家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	1
③事業実施にあたって，性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより，参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう，情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	1	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において，男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が，固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1

⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	2	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	1
⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	0
重点的に取り組むこと2・配慮項目	14	4	6
重点的に取り組むこと2・配慮度（14/18）	77.8%		A

④ 主な取組状況

- ・特設人権相談所開設（年6回）は、広報紙への掲載、防災行政無線を活用した放送を行い、広く市民への周知を行った。
- ・「人権の花」運動（枕崎小学校で実施）では、ひまわり等の植栽活動を通して、友達と助け合うことの良さや、命を大切に作る心が育った。今後は、児童だけでなく、保護者や地域住民に対しても、人権意識の高揚を図れるような取組を行うことが課題である。
- ・人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、「女性の人権ホットライン」強化週間等、広報紙やホームページで周知を行った。人権週間には市役所正面玄関に、人権週間コーナーを設置し啓発を行った。
- ・人権の尊重に関する情報提供は概ねできているが、今後は男女共同参画を主にした取組を行っていくことが必要である。
- ・性の尊重に関する情報提供を行うことができなかったが、今後はホームページ等を通じて情報提供を図りたい。

※「性の尊重」に関する実施事業ではないが、平成29年度に庁舎本館に多目的トイレを設置した。多目的トイレは性別に関係なく誰でも利用できるものであり、プランの「重点的に取り組むこと7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備」にも繋がると考える。また、トイレの改修については、高齢者や障害者等に配慮し計画したものであるが、設置に当たっては、女性職員の意見等も取り入れ、授乳室や多目的トイレ内におむつ交換台を設置した。

- ・市内保育園等では、研修会の参加や関係資料の確認により、子どもの個人差に配慮した教育・保育を実施できていると考えている。一方で、各園の研修会参加状況等は把握を行っていないため、確認を行っていくとともに、意見交換の場を設けていきたい。
- ・男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVDリストは、平成26年度に作成して以来、更新していないため、最新のリストとなるよう更新を行う必要がある。また、リストを小・中学校、幼稚園・保育園にも送付し、活用を促していくことが必要である。

⑤ 【重点的に取り組むこと2】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は77.8%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

人権意識を育むことを考えると、地域社会の与える影響も大きく、地域におけるあらゆる活動において、性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むことも求められている。

また、教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめとする教育を受けている人の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者が男女共同参画を「正しく」理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育が推進されるように、研修の機会と内容の充実を図っていく必要がある。

市全体で男女共同参画社会の形成を促進させるためには、教育・学習の機会を増やすことが重要であるとともに、これまで行われてきた様々な人権に関する教育・学習に携わるあらゆる主体に、男女共同参画概念を浸透させるための取組を推進していく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

・男女共同参画・人権に関する教育・学習について

固定観念に束縛されない子どもの頃から、男女共同参画や人権について学習することは非常に重要である。特に、幼稚園・保育園の子どもたちは教えられたことを素直に受け入れるため、DVD等を利用して低年齢層への啓発を実施していただきたい。

近年、セクハラ、DV、子どもへの虐待など人権や性別に起因する問題が顕在化している。子どもたちだけが学ぶのではなく、大人も男女共同参画や人権について学ぶ必要がある。

今後も広報・啓発に努めるとともに、子どもだけでなく大人も含めた学習機会の提供に努めていただきたい。

・性の尊重について

近年、全国で同性愛や性同一性障害など性的少数者への支援の動きが活発になっている。

「性の尊重に関する事業」については「該当事業なし」となっているが、何らかの形で事業を行っているものもあると考えられるので、次期計画策定時には事業の掘り起しをお願いしたい。

また、性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のために、まず周知を徹底し、性的少数者に対する市民の意識啓発に努めていただきたい。

【重点的に取り組むこと3】男女共同参画の推進を担う人材の育成

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				割合	評価	評価
8	人権問題に対する指導者養成の研修	・社会教育学級への啓発 ・市内保育園職員研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
9	外国人に対するボランティアの育成	外国語ボランティア登録制度	企画調整課	50.0%	B	
10	女性リーダーの養成	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・県男女共同参画地域推進員の養成 ・まくらざきハーモニーネットワーク委員会の活動支援	企画調整課	100%	A	A
		・青少年講座 ・地域づくり成人講座 ・長期公民館講座 ・短期公民館講座 ・リクエスト講座	生涯学習課	71.4%	B	
1 (再)	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	企画調整課	100%	A	A
		市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
重点的に取り組むこと3・配慮度				87.8%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
9	外国人に対するボランティアの育成	該当事業なし	生涯学習課	—	—
46 (再)	県地域推進員との連携	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	5	0	1

③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	5	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	2	2
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	1	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	4	1	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	5	1	0
⑧平成 29 年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	6	0	0
重点的に取り組むこと 3・配慮項目	36	5	7
重点的に取り組むこと 3・配慮度（36/41）	87.8%		A

④ 主な取組状況

- ・市人権問題啓発研修に加えて、社会教育学級の講座として人権問題全般に関わる研修を実施した。
- ・保育園職員の人権教育研修会（約 80 名参加）では、参加型の学習で保護者と一緒に学ぶ手法の研修も行った。参加者が、様々な場面で指導的な立場で活動できるよう研修内容の工夫を行っていききたい。
- ・外国語ボランティア登録制度は実際に派遣要望があった際に国籍や性別等に関係なく柔軟に対応できるかが一つ課題としてあげられるが、近年派遣実績がなく、課題を把握できていない。
- ・「女性リーダーの養成」を直接のテーマにした研修会や講演等を行っていないが、既存の男女共同参画研修会や男女共同参画フォーラムを通して、男女共同参画の推進を担う人材の育成の一助となっていると考える。
- ・「県男女共同参画地域推進員（現在 1 名）」は、委嘱要件の「県男女共同参画基礎講座」の受講者を増やすために、人権擁護委員の方や研修会等の受講者への個別の声掛けも行っていく必要がある。
- ・女性でも気軽に参加できるような講座（フラワーアレンジメント講座、押花講座、料理講座、健康体操講座等）を開講し、講師を女性に依頼することで、女性の受講生が増加した。このような講師の方々から、趣味・特技指導ボランティアなどを通じて、女性リーダーの活躍に繋げていければよいと思う。

⑤【重点的に取り組むこと 3】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 87.8%と高い。

配慮項目別にみると、⑤研修内容への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握、⑦資料作成・広報時の表現への配慮について、取組の強化を要する事業がある。

また、「外国人に対するボランティアの育成」と「県地域推進員との連携」については、「該当事業なし」となっており、具体的な働きかけができていない状況である。次期計画に向けて実施する事業内容を見直す必要がある。

男女共同参画に関する理解を市の隅々まで広めるために、家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するとともに、男女共同参画の推進を担う人材の養成・確保を継続して実施していく必要がある。

【重点的に取り組むこと4】男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				達成率	評価	結果
11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・広報紙での男女共同参画に関する連載、特集記事	企画調整課	100%	A	A
		・PTAにおける研修会の開催 ・市民大学講座の実施	生涯学習課	87.5%	A	
12	職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発	厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
重点的に取り組むこと4・配慮度				90.5%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	－
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0

重点的に取り組むこと4・配慮項目	19	2	3
重点的に取り組むこと4・配慮度（19/21）	90.5%		A

③ 主な取組状況

・男女共同参画研修会（39名参加）や男女共同参画フォーラム（76名参加）では、日頃の職場・家庭・地域などでの慣習等を性別による偏りや不具合がないかなどの視点で振り返り、見直していく必要があることを参加者に伝えることができた。

・広報紙に掲載した内容は、ホームページにも掲載するなどの配慮を行った。また、広報紙の人権の特集記事では、広報担当者と連携し、文字を少なくして写真を多用するなどの工夫を行い、読みやすい記事作成に努めた。

・PTAにおける研修会では、全ての参加者が気軽に話し合いに参加できるようにグループ協議を取り入れた。様々な課題が浮き彫りとなり、具体的な対応についても考えることができた。協議のまとめとして、講師による指導を取り入れて意見等に偏りが出ないように配慮した。具体的な協議となるよう、事例の紹介等の工夫を行いたい。

・職場における差別的慣行・制度について、厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行ったが、今後さらに広報・啓発に努める。

④ 【重点的に取り組むこと4】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.5%と高い。

配慮項目別にみると、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

社会制度や慣行はそれぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものである。しかし、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合や性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となり得ることから、市民・企業への継続した意識啓発や働きかけを行うなどさらに取組の強化を図っていく必要がある。

【重点的に取り組むこと5】すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センター等母子支援施設措置（一時保護） ・子育て短期支援事業（ショートステイ） 	福祉課	66.7%	B	
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会への参加 ・家庭児童相談員の配置 ・要保護児童がいる家庭への個別支援会議等 	福祉課	100%	A	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	アンケート調査（ストレスチェックを含めたメンタルへするに関する相談等）の実施	総務課	100%	A	A
		市管理職研修会（校長研修会・教頭研修会）	学校教育課	75.0%	A	
		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修会の開催 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
16	青少年の性の尊重	市養護教諭研修会	保健体育課	66.7%	B	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
20	啓発用リーフレットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 	企画調整課	100%	A	

		・広報紙やホームページによる広報・啓発			
21	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	・男女共同参画研修会の開催 ・DV対策庁内連絡会議の開催	企画調整課	83.3%	A
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	・広報紙やホームページによる広報 ・市内公共施設へのチラシ配布による広報 ・職員掲示板による広報	企画調整課	100%	A
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報・啓発	・パープルリボンツリー、DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A
【重点的に取り組むこと5】の配慮度				83.9%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	男女共同参画研修会の開催	企画調整課	未実施	未実施

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：13事業）

配慮項目	○	×	－
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	9	0	4
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	6	0	7
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	7	0	6
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	11
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	10
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	7	5
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、	8	0	5

性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。			
⑧平成 29 年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	11	2	0
重点的に取り組むこと 5・配慮項目	47	9	48
重点的に取り組むこと 5・配慮度（47/56）	83.9%		A

④ 主な取組状況

・職員のメンタルヘルスに関するアンケートでは、ハラスメントに関する記載が可能であるとの認識が薄かった可能性がある。

・セクシュアル・ハラスメントを直接のテーマとする研修は行っていないが、男女共同参画研修会の中で「男女の人権の尊重」の概念について学習する場を設けた。

・教職員のモラル全般の向上について、管理職（校長・教頭）への指導を行った。学校現場では男女共同参画社会への意識が欠如した言動やセクシュアル・ハラスメントなど起こっていないが、男女共同参画に特化した指導も行う必要がある。

・市養護教諭研修会では、性に関する指導についての事例研修を通して、男女がお互いを尊重し協力して生活しようとする態度を育てるための具体的な指導方法等について研修が深められた。

・パープルリボンツリーについては市役所庁舎だけでなく、新たに市立図書館にも設置した。また、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもも含めた啓発を行うことができた。今後、さらに広報・啓発を強化するために、ツリーの設置場所を増やしていくこと、相談機関カードを年間通して、より手に取りやすい場所（トイレ等）にも設置することを検討する必要がある。

・広報紙に掲載した内容は、ホームページにも掲載するなどの配慮を行った。

・DVをテーマにした「男女共同参画研修会」は平成 27 年度に行ったのを最後に、それ以降行っていない。数年に 1 度でもDVをテーマとした研修会が行えるよう、研修内容を検討していきたい。これまでDV研修会の中で、「デートDV」にも触れることはあったが、直接のテーマでの研修会は行っていないため、今後、学校や教育委員会との連携が必要である。

・数年前から立ち上げが課題となっていた「DV対策庁内連絡会議」を立ち上げることができたのは成果である。今後は庁内の関係部署が連携し、DV被害者への的確な支援が行えるよう、会議内容の充実を図っていく必要がある。平成 29 年度は会議と研修会を併せて行うことができた。

⑤ 【重点的に取り組むこと 5】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 83.9%と高い。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別データの現状把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

また、「デートDV防止に関する教育・啓発の推進」については未実施となっており、具体的な働きかけができていない状況である。次期計画に向けて実施する事業内容を見直す必要がある。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、その根絶に向けた取組を推進することは男女共同参画社会を形成していく上で喫緊の課題である。本市においても関係課や関係機関と連携し、暴力の根絶に向けた総合的な施策展開に取り組んでいく必要がある。

【重点的に取り組むこと6】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
26	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療費助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4か月児，6～7か月児，9～11か月児，1歳7～8か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談 	健康課	25.0%	C
27	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等：胃がん検診，腹部超音波検診，大腸がん検診，肺がん検診，肝炎ウイルス検診，子宮頸がん検診，乳がん検診，特定健診，長寿健診，歯周疾患健診 ・保健指導：特定保健指導，ハイリスク者運動教室，糖尿病予防教室，糖尿病性腎症重症化予防事業 ・集団健康教育：特定健診結果報告会，成人講座，高齢者学級，出前講座 ・家庭訪問（精神・障害・生活習慣病・その他） ・健康相談：総合健康相談，成人歯科ブラッシング相談，老人福祉センター利用者血圧測定 ・地域自殺対策強化：こころの相談会 ・健康づくり推進：さわやかウォーキング，健康づくり体験教室，市民健康教室 ・介護予防普及啓発：筋トレサロン，はつらつ塾，高齢者栄養教室 ・地区組織活動：保健推進員活動事業，食生活改善推進員活動事業，健康指導員活動事業 	健康課	25.0%	C
28	生涯スポーツの充実	枕崎きばらん海クラブ	保健体育課	71.4%	B
【重点的に取り組むこと6】の配慮度				46.7%	C

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	－
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	1	0	2
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	1	2	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	3	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	3
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	1	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	1	2
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	2	0
重点的に取り組むこと6・配慮項目	7	8	9
重点的に取り組むこと6・配慮度（7/15）	46.7%		C

③ 主な取組状況

・母子保健サービスについては、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への参加を呼びかけていく必要がある。

・性別に関係なく、健康づくりの推進のための事業に参加できるよう工夫をしているが、ほとんどの事業で男性参加者が少ない状況にある。健康無関心層へのアプローチ方法を検討し、健康格差を縮小できるように努める必要がある。

・枕崎きばらん海クラブ（会員数220名）では、多種多様なスポーツを11教室開講し、子どもから大人まで幅広い年代の方が、本クラブで交流しスポーツに親しんだ。今後は、会員に対してどんな教室を開いてほしいかアンケートをとる等、より一層市民のニーズに答えていきたい。

④ 【重点的に取り組むこと6】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は46.7%となっており、他の「重点的に取り組むこと」と比べると配慮度が低くなっている。今後、事業を企画・実施する際には、様々な立場に立った男女共同参画の視点に配慮して行っていく必要がある。

配慮項目別にみると、②家族形態・生活形態の多様化への配慮、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の浸透を図り、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応する男女共同参画の視点に立って、誰もがその生涯を通じて心身の健康について適切な知識・情報を入手し、身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう心身の健康に関する支援を行っていく必要がある。また、男性とは異なる心身の健康上の問題に女性は直面することなどに配慮した総合的な対策の推進に取り組んでいく必要がある。

【重点的に取り組むこと7】性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
				割合	評価
29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「まくらざき家庭教育手帳」の作成 ・子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業の啓発 	生涯学習課	100%	A
30	子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・障害児保育事業 ・病児・病後児保育事業（体調不良児対応型／病児対応型） ・放課後児童クラブ（学童保育） ・多子世帯保育料軽減対策事業 	福祉課	75.0%	A B
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療費助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児，6～7 か月児，9～11 か月児，1歳7～8 か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6 か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談 	健康課	25.0%	C
31	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 ・子育て援助活動支援事業 ・子育て短期支援事業 ・要保護児童対策支援会議 	福祉課	75.0%	A B
		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療費助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児，6～7 か月児，9～11 か月児，1歳7～8 か月児，3歳児），歯科健康診査（2歳児，2歳6 か月児），すくすくお誕生日教室，親 	健康課	25.0%	C

		子教室（2歳児，4歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談				
		子育て「すくすく講座」の実施	生涯学習課	87.5%	A	
32	高齢者への生きがいづくりの支援	子どもと老人との交流の場を提供	福祉課	80.0%	A	A
		シルバー人材センターの充実		75.0%	A	
		・高齢者学級の実施 ・高齢者学級・老人クラブ合同交流学習会	生涯学習課	75.0%	A	
33	介護保険サービスの充実	介護保険情報提供・相談窓口の運営	福祉課	80.0%	A	A
		介護関連施設の整備の充実		75.0%	A	
2	高齢者ボランティアの育成	在宅福祉アドバイザー	地域包括ケア推進課	75.0%		A
重点的に取り組むこと7・配慮度				74.3%		B

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：12事業）

配慮項目	○	×	－
①事業の企画にあたって，その内容に，性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	10	0	2
②事業の対象者を，「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や，性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく，家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	10	2	0
③事業実施にあたって，性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより，参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう，情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	10	2	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において，男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	5	6
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が，固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	7	0	5
⑥実施に至る過程において，または事業終了時において，対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	4	6
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに，性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか，また，性別に起因する人権問題（DV，セクシュアル・ハラスメント，リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど），男女の人権の尊重に抵触していないか，その表現についての注意を払った。	9	0	3
⑧平成29年度において，事業の担当者が市，県，関係機関等が実施する男女共同参画について，または関連する事業・研修等に参加した。	6	6	0
重点的に取り組むこと7・配慮項目	55	19	22
重点的に取り組むこと7・配慮度（55/74）	74.3%		B

③ 主な取組状況

- ・家庭教育手帳は、活用後の意見や要望等を把握し、さらに内容の充実を図っていく。
- ・子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業については、各学校が積極的に活用するように、内容や効果等について紹介しながら呼びかけていく。
- ・子どもの養育については、落ち着いた家庭環境が重要であり、男女が共同していくことは基本であることから、その上でケースに応じた対応を図っている。また、様々な理由で養育できない時期や時間が発生した場合や、周りに子育てに関して相談できる者がいない場合、男女に関係なくその家庭が孤立しないようケースに応じた対応を図っている。
- ・子育て支援に関して、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への参加を呼びかけていく必要がある。
- ・子育て「すくすく講座」は、検診日と同時に実施することで、保護者が参加しやすいように留意した。講義後に不安や疑問について質問を受けることで、保護者の具体的な不安の解消につながっている。同じ年の子どもを持つ親の交流の場ともなるように運営の工夫を行っている。
- ・老人クラブ数や会員数の減少が危惧される中、参加者も多く幅広く活動できた。
- ・シルバー人材センターの受託事業については件数、契約金額ともに前年度を下回ったが、労働者派遣事業はサポート事業の活用により就業延べ人数、賃金など前年度を上回り、契約金額も増加して受託事業のマイナスを補う形となった。結果、契約金額全体で前年度を大きく上回った。課題は退会者の増加による会員数の減少であり、このことが受託事業の減少の要因となっている。
- ・高齢者学級は、今後も内容の充実を図りながら事業の取組を行い、高齢者の生きがいをづくりの支援に努めていきたい。
- ・介護保険サービスについては、効果的な情報提供の機会について、あらゆる方法を検討していく。
- ・介護関連施設の整備について、別府中学校区の指定予定事業者は施設整備の関係で指定申請に至らなかった。桜山中学校区は、整備の必要性も含め、第7期計画の策定の中で方向性を検討し、第7期計画では、事業者の意向を踏まえ、市内全体で1か所整備することとした。
- ・在宅福祉アドバイザーとしての訪問活動等の際に、個人としての尊厳が重んじられるよう配慮し、活動を行っていただくように研修会で説明を行っている。

④ 【重点的に取り組むこと7】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は74.3%となっている。

配慮項目別にみると、②家族形態・生活形態の多様化への配慮、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進行や価値観の変化に伴い、家族形態や生活形態の多様化が進んでいる。一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援や介護生活支援に係る多様なニーズへの対応を図っていく必要がある。

【重点的に取り組むこと8】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発 ・新規雇用創出就労環境改善事業	水産商工課	80.0%	A
35	育児休業制度の推進	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	家族経営協定の締結	農業委員会	50.0%	B
		桜馬場地区農産物生産出荷協議会活動	農政課	66.7%	B
25	介護休暇制度の推進	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報	水産商工課	80.0%	A
【重点的に取り組むこと8】の配慮度				75.0%	A

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：5事業）

配慮項目	○	×	－
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	2
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	2
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	5
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	5
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男	4	0	1

女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。			
⑧平成 29 年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	0	5	0
重点的に取り組むこと 8・配慮項目	15	5	20
重点的に取り組むこと 8・配慮度 (15/20)	75.0%		A

③ 主な取組状況

・就労環境の整備、育児・介護休業制度について、厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、男女雇用機会均等法の周知徹底や女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。また、各職場で育児休業が取得しやすい環境をつくるため広報紙による意識啓発や、各職場で介護休暇を取得しやすい環境をつくるための事業主や事業所を対象にした意識改革のための広報に努める。

・新規雇用創出就労環境改善事業については、事業の周知を図り、積極的に就労環境の改善向上に取り組んでいく。

・家族経営協定は家族が互いに支え合う経営を目指すものであり、協定を締結することで農業経営の方向性が家族の話し合いによって明確になる。平成 29 年度は、国の政策支援による農業者年金加入のため家族経営協定を締結したのが 2 家族であった。農業者年金加入推進を含め、農業経営に家族一人ひとりの能力を活かしたパートナーシップ経営の確立のためにも、認定農家の家族等に積極的な周知が必要である。

・平成 29 年度は女性会員にも先進地研修視察への参加を呼びかけ、10 名の参加があった。今後も、女性会員への先進地研修視察への参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。また、農産物の生産技術、経営能力が向上するように、男女問わず会員同士のコミュニケーションを図り、情報交換の場である会の行事や先進地研修視察に参加しやすい環境を作る必要がある。

④ 【重点的に取り組むこと 8】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 75.0%となっている。

配慮項目別にみると、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進展、人口減少、経済のグローバル化など、社会経済環境の変化の中で、職場優先の組織風土や長時間労働、男性中心型労働慣行は、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼし、また、女性の活躍を阻害する要因にもなっている。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済の活性化という点からも要請される。男女がともに働きやすい環境づくりにより、仕事と生活の調和を図っていく必要がある。

【重点的に取り組むこと9】政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	審議会・協議会等委員の名簿作成	企画調整課	100%	A
【重点的に取り組むこと9】の配慮度				100%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
38	女性の提言機会の提供	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：1事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	0	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	0	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	0
⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	0	0
重点的に取り組むこと9・配慮項目	3	0	5
重点的に取り組むこと9・配慮度（3/3）	100%		A

④ 主な取組状況

・審議会・協議会等の女性委員の比率をみると、過去5年間16～18%で推移しており、目標として掲げている女性委員比率30%の達成は厳しい状況である。充て職などの委員の審議会・協議会等もあるが、今後も各課等が所管する審議会・協議会等において女性委員の登用の積極的な推進を継続して依頼していく必要がある。

⑤ 【重点的に取り組むこと9】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は100%となっている。

しかし、審議会・協議会等の女性委員比率30%という目標に対して16～18%となっている現状があり、取組の強化が必要である。

また、「女性の提言機会の提供」については、「該当事業なし」となっており、具体的な働きかけができていない状況である。次期計画に向けて実施する事業内容を見直す必要がある。

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に女性のみならず、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していくことが必要であり、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは重要である。

国においても「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」という目標を掲げており、家庭・地域・職場などあらゆる分野においてその意思決定過程に多様な立場の人が参画する機会の拡大に向けた環境の整備を進めていくことが必要である。

【重点的に取り組むこと 10】 地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				75.0%	A	
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	75.0%	A	
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	75.0%	A	
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する取組の推進	市総合防災訓練	総務課	62.5%	B	B
		市総合防災訓練（まくらざきハーモニーネットワーク委員会が炊き出し訓練の指導補助として参加）	企画調整課	—	—	
				対象事業の主体は総務課のため、企画調整課による評価はできない。		
重点的に取り組むこと 10・配慮度				70.8%	B	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	3	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	3	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、	3	0	0

性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。			
⑧平成29年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0
重点的に取り組むこと10・配慮項目	17	7	0
重点的に取り組むこと10・配慮度（17/24）	70.8%		B

③ 主な取組状況

- ・生涯学習フェスティバル（約500名参加）では、優良社会教育関係等功労者表彰や意見・体験発表、講演など、あらゆる分野において性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに努めている。年1回の貴重な発表の場を考えると、もっと参加者を増やしていきたい。また、若年層の参加については、平成26年度から総合司会を市内高校の生徒に務めていただき、意見・体験発表についても高校生が積極的に行っている。また、子ども会の発表も行われるため保護者も参加し事業に係わっているが、聴講する側の若年層の参加者が少ない。
- ・市総合防災訓練の中で、今後、避難所運営訓練を企画していきたいと考えているが、その実施については、女性や子ども、要配慮者等に配慮したものになるよう、またそういった意識が住民に浸透していくよう訓練を通じて学び、改善をしていきたいと考えている。

④ 【重点的に取り組むこと10】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は70.8%となっている。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別データの現状把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

人々の暮らしの基盤となる地域生活には、行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている現状があり、住民による自助・共助の力が求められている。しかし、地域社会の多様化・人口減少など地域を取り巻く急速な社会の変化を背景に、人々の帰属意識や連帯意識は希薄化する傾向にあり、持続可能な地域活力の醸成が難しくなっている。また、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行が方針決定の場への女性・若年層など多様な人の参画を拒む要因となっていることが考えられる。

このような地域社会を取り巻く状況に対応していくため、一人ひとりに最も身近な暮らしの場である地域で「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画を進めることを通して、人々の「人権意識の醸成」、「自治意識の向上」を培い、性別・世代・障害の有無などにかかわらず、誰もが自治の担い手として「出番と居場所」のある新たな地域コミュニティづくりへの要請が高まっており、新たな取組を行っていく必要がある。

【重点的に取り組むこと 11】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	・かごしま男女共同参画自治体研究会 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
43	男女共同参画推進懇話会の機能発揮	枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催	企画調整課	75.0%	A
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・第2次男女共同参画プランの進行管理 ・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催 ・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催	企画調整課	87.5%	A
48	情報収集・提供	・男女共同参画に関する市民意識調査 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
49	施策策定等に当たっての配慮	男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 11・配慮度				89.3%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	枕崎市男女共同参画推進委員会の開催	企画調整課	未実施	未実施
46	県地域推進員との連携	該当事業なし	企画調整課	—	—
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	第2次枕崎市男女共同参画プランの進捗状況調査	企画調整課	未実施	未実施

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：5事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	2
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	2
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がな	1	2	2

いよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。			
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	0	2
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	1	2
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	5	0	0
⑧平成 29 年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	0	0
重点的に取り組むこと 11・配慮項目	25	3	12
重点的に取り組むこと 11・配慮度（25/28）	89.3%		A

④ 主な取組状況

・県内有志の市町により立ち上げられた「かごしま男女共同参画自治体研究会」での情報交換や情報共有により連携・協力した男女共同参画行政が推進されるようにしたい。また、講演会等の情報についても広く周知するため、今後も県や他市と連携し、情報発信を行っていく。

・平成 29 年度は、第 2 次男女共同参画プランの実施事業の評価方法の検討を行うため、懇話会委員による外部評価を行わなかった。しかし、第 2 回懇話会では講師を招いての講話を行い、講話後にはワークショップ形式で講話を聞いての感想などを共有し、男女共同参画への気づきと理解を深めることができた。

・副市長を委員長とし、関係課長で構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会」は、第 2 次枕崎市男女共同参画プランを策定した平成 23 年度を最後に開催されていない。平成 24 年度以降については、会議は開催せず、プランの進捗状況をまとめたものを関係課長、副市長の決裁により会議開催に代えている。

・男女共同参画研修会（39 名参加）を通して、参加した職員は施策策定や実施にあたり男女共同参画の視点を導入していく必要性について学習したが、研修会の参加者に管理職が少なく、また、全ての職員が受講しているわけではないため、全庁的な理解にまでは達していないことが課題である。

・県が委嘱する「県男女共同参画地域推進員」は本市では現在 1 名の委嘱で、推進員との連携した事業の実施は難しい状況である。推進員への委嘱には、県基礎講座受講が委嘱要件となっているため、受講者への旅費支給の予算を確保しており、今後も継続して人材の養成を図っていく。

⑤ 【重点的に取り組むこと 11】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 89.3%と高い。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

行政の施策についても、男女共同参画社会の形成の促進に直接に関係する施策にとどまらず、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れた上で、男女共同参画の視点に立ち全庁的に施策の見直しを進めていく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

・評価方法について

今年度、内部評価の方法が見直され、各事業が「配慮度」として数値化され、とてもわかりやすくなっている。しかし、「配慮度」の数値と現状にギャップを感じる部分もあるため、評価方法についても随時、見直し・改善を図り、より良い評価方法の構築に努めていただきたい。

また、実施状況の報告の中で「評価できない」となっている項目に関して、「配慮度」として数値化ができなかったとしても、実施した取組の内容の把握には努めていただきたい。

なお、「該当事業なし」や「評価できない」となっている項目については、次期計画策定時に見直しをお願いしたい。

5. 参考資料

(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成11年 3月31日訓令第7号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

平成13年 3月30日訓令第1号
平成14年11月18日訓令第4号
平成17年 3月31日訓令第1号
平成18年 3月31日訓令第16号
平成19年 3月31日訓令第3号
平成21年 3月31日訓令第2号
平成22年 3月31日訓令第1号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月18日訓令第4号）

この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第16号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長

企画調整課長

財政課長

市民生活課長

健康課長

福祉課長

農政課長

水産商工課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

改正

平成17年 3月31日告示第 9号

平成18年 3月31日告示第23号

平成21年 3月31日告示第25号

(設置)

第1条 本市における女性問題の現状を把握し、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に資するため、枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画を推進するために必要な事項を調査審議し、市長に提言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各団体及び事業所の代表者
- (3) 一般公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期開始後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 特に専門的に調査研究する必要があると認めるときは、懇話会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員の中から会長の指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 枕崎市女性の広場推進会議設置要綱（平成9年枕崎市告示第38号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日告示第9号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第23号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第25号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」

平成29年度実施状況報告書

平成31年 3月発行

枕崎市企画調整課政策推進係

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地